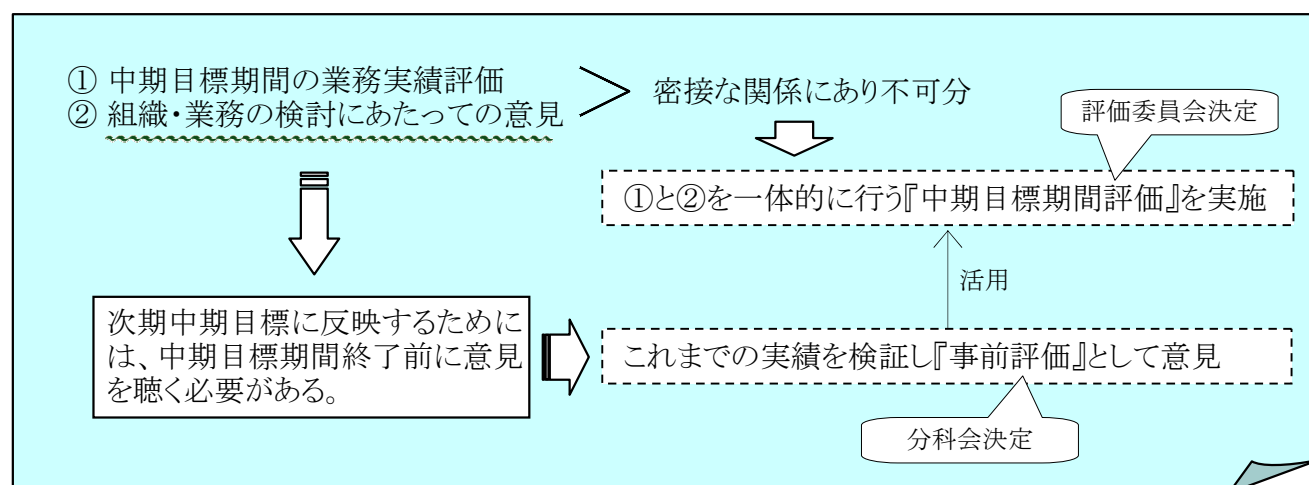


中期目標に係る業務の実績に関する評価等について

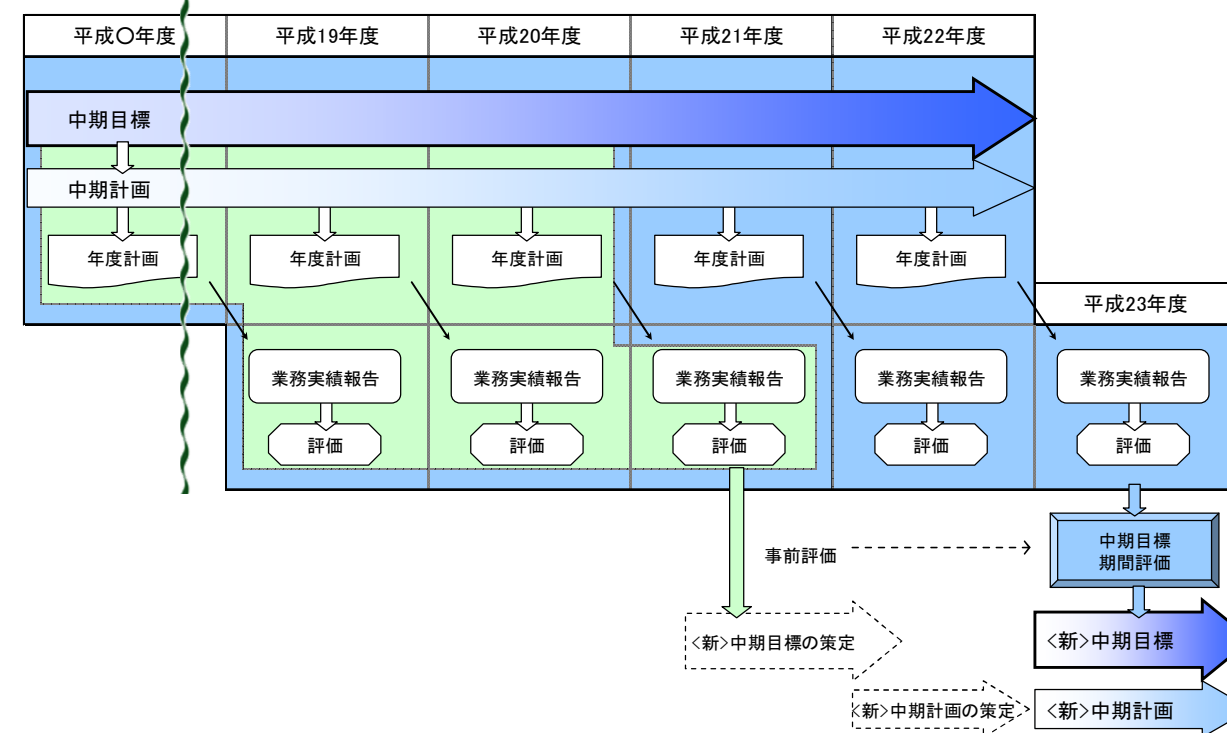
中期目標期間終了時の評価委員会の役割

- ① 中期目標にかかる業務の実績に関する評価（地方独立行政法人法第30条）
 - ▶ 中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
 - ▶ 中期目標の達成状況を調査・分析し、総合的な評定を行う。
- ② 中期目標期間終了時の検討（地方独立行政法人法第31条）
 - ▶ 中期目標期間終了時に、組織及び業務の全般にわたる検討を行う。
 - ▶ 検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなくてはならない。



- ◆法第30条
地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- ◆法第31条
設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

評価の実施イメージ



評価実施までのスケジュール

時期	内容
平成20年11月	「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」改正 <幹事会決定> ○評価の基本方針 } 基本的な考え方を決定 ○評価方法の基本 } ○評価の進め方 }
平成20年11月～	各分科会における評価の実施方針の決定 <各分科会決定> ○「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」を受けて、評価方法や評価の進め方について、詳細な事項を決定
平成21年度	中期目標期間評価に係る事前評価の実施 <各分科会決定> ○評価の実施方針に基づき、公立大学法人首都大学東京及び地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの事前評価を実施